

皆さんこんにちは。公認会計士・税理士の西谷俊広です。これまで相続関連のお話をしてきましたが、今回からは所得税のお話です。まずは、ドクターの確定申告で間違いやすい点を紹介します。

事業所得以外にも、学校医や産業医としての報酬や、原稿料収入などの収入がある場合もあります。報酬がいつもとは違う通帳に

振り込まれると、確定申告の際に収入計上を失念するケースが多々あります。逆にいつもの通帳に振り込まれる場合は、事業収入との二重計上にならないように注意しましょう。

◇源泉徴収票か支払調書かで確認を

医師会からの委託料については事業所得に該当するものと、給与所得に該当するものがあります。役務提供が雇用契約に近い拘束があり、かつ、いわゆる固定給の性格が強いものは給与所得となり、その他のものは事業所得として取り扱われます。基本的には、給与所得については源泉徴収票が、事業所得については支

払調書が交付されますので、どちらが手元に届いたかで区分するのがよいでしょう。

開業医が地方公共団体の依頼を受けて休日診療をする場合、自身の診療所で、自身の器具及び医薬品を使用して診

は、労働安全衛生法の規定に基づき、産業医の設置が義務づけられています。産業医が、会社が準備した場所で健康診断を行い、定期的に出勤して一定額を報酬として受け取る場合には雇用契約に相当するので給与所得となります。

【今月のテーマ】 確定申告でよくある間違い

療を行うケースと、地方公共団体が開設する救急センターなどで診療を行うケースがあります。前者の場合には委嘱料は事業所得に、後者の場合は給与所得になります。

◇政治連盟会費は必要経費ではない

医師会及び歯科医師会への支払については、必要経費にならないものや所得控除の対象とならないものがあるのに注意が必要です。

一定の規模を超える事業者

医師会及び歯科

医師会への入会金

は、死亡や脱退に

よって返還され

ず、その地位を他

に譲渡することが

できないため、繰

延資産として5年

間で均等償却しま

す。医師会及び歯

科医師会の会費は

必要経費になりま

すが、政治連盟会

費は必要経費にな

りません。

また、医師年金

及び歯科医師年金

の保険料は、社会保険料控除

(所得控除)ができません。

社会保険料については、ド

筆者紹介



西谷 俊広 (にしや としひろ)

公認会計士、税理士。昭和43年青森市生まれ。函館ラサール高校卒、東京外国語大学英米科卒、監査法人トーマツ勤務、国際協力銀行勤務を経て平成13年に帰青。三浦公武税理士事務所、西谷律男税理士事務所、阿部陽一税理士事務所を継承し現在に至る。平成28年6月より、みちのく銀行社外取締役(現任)。平成29年6月より、青森市監査委員に就任(現任)。

控除(所得控除)ができ、従業員の方は福利厚生費となります。

知る

税務

医業

学ぶ